

広島県交通安全活動推進センターに対する業務委託に関する事務処理要領の制定について（例規通達）

昭和62年4月1日
広交規第285号警察本部長

改正 昭和63年4月広交規第279号 平成10年4月広交規第224号
平成23年4月広交規第336号 平成28年3月29日
各部長・参事官
各所属長

この度、広島県交通安全活動推進センターに対する業務委託に関する事務処理要領を別添のとおり定めたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

別添

広島県交通安全活動推進センターに対する業務委託に関する事務処理要領

第1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の31第2項第7号の規定に基づき、警察署長が広島県交通安全活動推進センター（以下「センター」という。）に委託する業務（以下「委託業務」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 委託業務の範囲

委託業務の内容は、道路使用許可判断要素、道路使用許可条件の履行状況及び道路使用後の原状回復状況の調査とし、調査対象及び調査事項は、次のとおりとする。

(1) 調査対象

調査対象は、道路交通法第77条第1項第1号及び第2号に掲げる者の行う道路の掘削等を伴う道路使用許可のうち、許可期間がおおむね1か月以上のもので、警察署長が必要と認めたものとする。

(2) 調査事項

ア 道路使用許可判断要素

- (ア) 現場道路の歩車道区分及び車線数
- (イ) 道路使用時の有効残余幅員
- (ウ) 歩行者が安全に通行できる場所の有無
- (エ) う回路の有無
- (オ) 現場及びその付近における各種公共施設の有無
- (カ) 現場道路の交通規制の有無
- (キ) 路外施設への出入口の有無
- (ク) 現場及びその付近における他の工事の有無
- (ケ) 交通整理に必要とされる人員及び機材
- (コ) 必要やむを得ない工事用資器材の置場として適当な場所の有無
- (サ) その他必要と認められる事項

イ 道路使用許可条件の履行状況

- (ア) 歩行者又は車両を安全かつ円滑に誘導するための措置状況
- (イ) 使用期間及び使用時間の遵守状況
- (ウ) 使用方法の遵守状況
- (エ) 使用場所の遵守状況（道路使用範囲）
- (オ) 交通安全施設の整備状況
- (カ) 路面の覆工、埋戻し及び清掃・整備状況
- (キ) 工事表示板の掲示状況
- (ク) 現場責任体制の状況
- (ケ) 使用形態その他の履行状況

ウ 道路使用後の原状回復状況

- (ア) 路面の原状回復状況
- (イ) 道路標識・標示等の原状回復状況

- (ウ) 資器材の撤去状況
- (エ) 路面の清掃・整備状況
- (オ) その他の原状回復状況

第3 道路使用許可申請書の受理等

- 1 警察署長は、委託業務に係る道路使用許可申請書（以下「申請書」という。）の受理に際しては、当該申請者に対して申請書を、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第10条第2項に規定する2通に1通を追加して提出するよう依頼し、提出を受けた申請書のうち1通をセンターへの委託用として使用するものとする。
- 2 警察署長は、道路使用許可証（以下「許可証」という。）を当該申請者に対して交付するに際し、当該道路使用の終了予定期日に変更がある場合は、その旨を警察署長に連絡するよう指示しておくものとする。

第4 調査委託

警察署長は、センターに対して第2に規定する調査（以下「調査」という。）を委託しようとするときは、次の処理を行うものとする。

- (1) 道路使用調査委託処理簿（別記様式第1号。以下「処理簿」という。）に必要事項を記載し、処理の経過を明らかにしておくこと。
- (2) 必要事項を記載した調査委託書（別記様式第2号）に申請書及び許可証の写しを添えて委託すること。この場合において、調査委託書の発送番号は、処理簿の委託番号を記載するものとする。

第5 調査報告に伴う措置

警察署長は、センターが作成した調査結果報告書（別記様式第3号、別記様式第4号及び別記様式第5号。以下「報告書」という。）を受理したときは、処理簿の処理経過欄に受理年月日を記載し、報告内容を検討した上、当該申請者に対して指導、警告、検挙等所要の措置を講じた後、処理簿の備考欄にその状況を明らかにしておくものとする。

第6 報告

警察署長は、毎月の委託業務に関する取扱状況を委託業務取扱状況報告書（別記様式第6号）により翌月5日までに警察本部長に報告しなければならない。

第7 簿冊の整理

警察署長は、次の簿冊を委託年月日順に整理するものとする。

- (1) 道路使用調査委託処理簿
- (2) 調査結果報告書つづり
- (3) 委託業務取扱状況報告書・委託業務に係る道路使用件数証明願（写）つづり

第8 委託件数の証明

警察署長は、受託者から委託料請求のために、委託業務に係る道路使用許可件数証明願（別記様式第7号）により前月分の委託件数の証明を求められたときは、処理簿と照合の上、証明するものとする。

第9 調査の適正化

- 1 警察署長は、委託業務について常に適正な事務処理が行われるようその実態の把握に努め、委託の目的が達成されるよう配意するものとする。
- 2 警察署長は、調査を行う者にその職務に関し不正行為があつたことを知つたときは、速やかに広島県公安委員会にその旨を通報するものとする。

附 則

この要領は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年4月1日広交規第279号）

この要領は、昭和63年4月1日から施行する。

別記様式第1号

（第4、第7関係）

別記様式第2号

（第4関係）

別記様式第3号

(第5、第7關係)
別記様式第4号
(第5、第7關係)
別記様式第5号
(第5、第7關係)
別記様式第6号
(第6、第7關係)
別記様式第7号
(第8關係)

道 路 使 用 調 査 委 託 処 理 簿

委託番号	許可番号	受付 月日	申請者	使用期間	場所（区間）	報告期限	工事（作業） 種 別	処 理 経 過			証明 月日	備考
								調査内容別	委託	回答		
		/		/~/ 時~時		/		許可判断要素	/	/	/	
		/		/~/ 時~時		/		条件履行状況	/	/		
		/		/~/ 時~時		/		原状回復状況	/	/		
		/		/~/ 時~時		/		許可判断要素	/	/	/	
		/		/~/ 時~時		/		条件履行状況	/	/		
		/		/~/ 時~時		/		原状回復状況	/	/		
		/		/~/ 時~時		/		許可判断要素	/	/	/	
		/		/~/ 時~時		/		条件履行状況	/	/		
		/		/~/ 時~時		/		原状回復状況	/	/		
		/		/~/ 時~時		/		許可判断要素	/	/	/	
		/		/~/ 時~時		/		条件履行状況	/	/		
		/		/~/ 時~時		/		原状回復状況	/	/		
		/		/~/ 時~時		/		許可判断要素	/	/	/	
		/		/~/ 時~時		/		条件履行状況	/	/		
		/		/~/ 時~時		/		原状回復状況	/	/		
		/		/~/ 時~時		/		許可判断要素	/	/	/	
		/		/~/ 時~時		/		条件履行状況	/	/		
		/		/~/ 時~時		/		原状回復状況	/	/		

平成 年 月 日
第 号

広島県交通安全活動推進センター所長 様

警察署長 印

調 査 委 託 書

下記の道路使用許可に係る調査を委託する。

調 査 対 象	申 請 者	
	使 用 期 間	
	場 所 (区 間)	
報 告 期 限	平成 年 月 日	
調 査 内 容	1 道路使用許可判断要素の調査 2 道路使用許可条件履行状況の調査 3 道路使用後の原状回復状況の調査 (数字に○の付されたものについて委託)	

平成 年 月 日

警察署長 様

広島県交通安全活動推進センター所長

道路使用許可判断要素の調査結果報告書

次の者に対する道路使用許可判断要素の調査をしましたので報告します。

受理番号		調査員氏名		
申請者			調査年月日	
調 査 事 項		有	無	記 事
歩車道区分及び車線数		有	無	片側 車線
道路使用時の有効残余幅員		有	無	m
道路使用時の歩行者通行路		有	無	m
う 回 路		有	無	
現場及び付近の各種公共施設	交通安全施設	有	無	
	道 路 施 設	有	無	
	消 防 施 設	有	無	
	そ の 他	有	無	
現場の交通規制		有	無	
路外施設への出入口		有	無	
現場及び付近での他の工事	道 路 上	有	無	
	道 路 外	有	無	
交通整理に必要な人員、機材		人員 人、		
工事用資器材の置場		有	無	
総合意見				

注 この報告書の裏面に、判断要素が分かる写真を貼付すること。

平成 年 月 日

警察署長 様

広島県交通安全活動推進センター所長

道路使用許可条件履行状況の調査結果報告書

次の者に対する道路使用許可条件履行状況の調査をしましたので報告します。

受理番号		調査員氏名	
申請者		調査年月日	
調査事項		適否等	記 事
歩行者通路の確保状況		適 否	
道路使用期間・時間		適 否	
道路使用の方法		適 否	
道路使用の範囲		適 否	
交施 通設 安全	保安柵	適 否	
	点滅式黄色注意灯	適 否	
	側灯・保安灯	適 否	
交 通 整 理	交通誘導員の配置	適 否	
	誘導要領	適 否	
	う回誘導板の掲示	適 否	
路 面	覆工	適 否	
	埋め戻し	適 否	
	清掃・整備	適 否	
工事表示板の掲示		適 否	
現場責任体制		適 否	
その他		適 否	

注 この報告書の裏面に、条件履行状況が分かる写真を貼付すること。

平成 年 月 日

警察署長 様

広島県交通安全活動推進センター 所長

道路使用後の原状回復状況の調査結果報告書

次の者に対する道路使用後の原状回復状況の調査をしましたので報告します。

受理番号		調査員氏名	
申請者		調査年月日	
調査事項	適否等	記 事	
路面の回復状況	適 否		
道路標識・標示等の復旧	適 否		
資器材の撤去	適 否		
道路の清掃・整備	適 否		
その他	適 否		

注 この報告書の裏面に、原状回復状況が分かる写真を貼付すること。

平成 年 月 日

警察本部長 様

警察署長
(課名)

委託業務取扱状況報告書 (月)

1 道路使用許可件数及び交通安全活動推進センターへの委託件数

(単位 件)

区 分	道路使用 許可総数	委託件数	調 査 回 数			
			許可要素	条件履行	原状回復	計
1 号	月間					
	累計					
2 号	月間					
	累計					
合 計	月間					
	累計					

2 調査回答に基づく警察措置状況

区 分		1 号 許 可		2 号 許 可		合 計	
		月間	累 計	月間	累 計	月間	累 計
許 可 判 断 要 素	許 可						
	申 請 内 容 を 変 更						
	不 許 可						
	計						
許 可 条 件 履 行 状 況	検 挙						
	許 可 の 取 消 し						
	許 可 条 件 の 変 更						
	指 導 警 告						
	計						
原 状 回 復 状 況	検 挙						
	指 導 警 告						
	そ の 他						
	計						

3 調査回答に基づく警察措置となつた判断理由の内訳

(単位 件)

項目	判断理由	件数
道路使用許可判断要素調査	現場道路の状況から不適當	
	交通規制上から不適當	
	有効残余幅員の不備	
	工事広報に関する不備	
	歩行者の安全通行への手当不備	
	う回路手当の不備	
	公共施設及び私有施設への影響未解決	
	交通整理に要する機材不備及び方法の不適切	
	資器材、掘削土砂の搬出箇所不適當	
	工事用資器材の置場不備、不適當	
	その他必要な保安施設の不備	
道路使用許可条件履行状況調査	交通整理員の交通整理不適切	
	工事現場への車両放置	
	道路工事現場表示板等の設置位置不適切	
	許可区域外への資材放置	
	物件放置及び柵をふくらませての使用幅拡大	
	バリケード等の保安資器材有効利用の不徹底	
	歩行者用通路の不備	
	工事終了後の片付けが不完全	
	その他	
調査 原状回復状況の	路面の回復状況が不適切	
	道路標示・標識等安全施設の復旧が不完全	
	資器材の撤去が未了	
	道路の清掃・整備が不完全	
	その他	

4 違反検挙状況

- (1) 有り 件 (詳細別紙のとおり)
- (2) 無し

委託業務に係る道路使用件数証明願

警察署における平成 年 月分の調査委託業務に係る道路使用件数は、
次のとおりですので、証明願います。

件

平成 年 月 日

名 称

代表者

印

上記のとおり誤りのないことを証明します。

平成 年 月 日

広島県

警察署長